

# 第12章 ロシア

ロシアはWTO加盟交渉中の国でありWTO協定の適用を受けるものではないが、以下の措置は、加盟交渉中にWTO協定の基本的理念に逆行して導入されたものであり、現実には貿易歪曲効果を有する措置であることから、特にここで取り上げることにしたものである。

## 数量制限

### 穀物禁輸措置

#### <措置の概要>

ロシア政府は、2010年8月5日、干ばつによる国内生産量の減少から、2010年8月15日から2010年12月31日まで小麦、メスリン、大麦、ライ麦、とうもろこしなどの穀物の輸出を禁止することを決定（政府決定599号）した。その後、2010年10月20日、禁輸措置について、2011年1月2日から6月30日までの期間も効力を有するとし、半年延長することを決定（政府決定853号）した。なお、禁輸対象として、小麦、メスリン、大麦、ライ麦、とうもろこしが引き続き列挙されているが、小麦粉、メスリン粉については対象から除外された。

FAOの統計によると、ロシアの輸出品シェア（2009年）は、小麦及び小麦粉が10.5%（世界5位）、大麦が13.6%（同3位）となっている。

#### <国際ルール上の問題点>

本措置は、世界の小麦輸出量の10.5%（2009

年）を占めるロシアによる措置であることから、穀物の国際相場へ大きな影響を与えた。ロシア政府は、干魃による食糧安保上の理由による一時的な措置と説明しているが、本措置は、2008年の第20回APEC閣僚会議や2009年の第2回金融・世界経済に関する首脳声明（G20ロンドンサミット）にて首脳間で合意された、新たな輸出規制を含めた保護主義的措置を抑制する約束に反する措置である。また、2011年1月より、小麦を引き続き禁輸対象とする一方、小麦粉及びメスリン粉を禁輸措置の対象から外した点は、本措置を食料安保上の理由とするロシア側の説明の正当性にも疑問を持たせるものである。

#### <最近の動き>

2010年9月以降、WTOロシア加盟交渉において、我が国等より当該措置に対する懸念を表明し、2011年6月末をもって輸出規制措置は廃止された。なお、2011年12月には、ロシアのWTO加盟が承認されたことから、今後は、輸出規制措置に関しても、WTO協定に基づく国際貿易ルールを遵守することが必要となる。

## 関税引上げ

### 自動車等の関税引上げ措置

#### <措置の概要>

ロシア政府は、2009年1月、自動車・バス・トラック等の輸入関税を9ヶ月間引上げた。例えば、

製造後5年以内のガソリン自動車については、当時25%の関税率を30%（製造後3年未満）又は35%（製造後3年以上5年以内）に、製造後5年を超えるガソリン自動車についても、当時の排気量1cc当たり1.4～3.2ユーロの関税基準（排気量により異同）を2.5～5.8ユーロに引き上げた。同措置は、同年10月に9ヶ月間延長され、2010年7月以降は、カザフスタン及びベラルーシとの三国で発足した関税同盟における共通輸入関税率の適用という形式で、事実上、無期限延長された。

また、2009年2月、一部鉄鋼製品について9ヶ月間関税を上げた。同措置は、同年12月に9ヶ月間延長された。その他、同年11月、外径426ミリメートル以下の耐腐食性パイプ等一部鉄鋼製品について、3年間の特殊関税措置（セーフガード）を課した。

2011年には、ロシア政府内でハイテク製品19品目の関税引上げ措置が一時検討された。

なお、2011年12月に開催されたWTO第8回閣僚会議においてロシアのWTO加盟が決議されたことに伴い、上記関税引上げ措置は是正される見込みである。

#### <国際ルール上の問題点>

我が国、ロシアを含むG20各国は、「金融・世界経済に関する首脳会合」を2011年11月に仏国カンヌにおいて開催し、その首脳宣言において、保護主義的措置を是正することに合意した。また、同じく2011年11月に米国ホノルルで開催されたAPEC首脳会議における首脳宣言においても、反保護主義について確認されており、ロシア政府の関税引上げ措置は、これら諸合意に明らかに反するものであると同時に、WTOの精神にも反するものである。ロシアはWTOへの加盟に際し、上記のようなWTO非整合な措置を是正する旨を約束しており、今後、ロシアのWTO正式加盟に当たって、早急に是正されることが期待される。

#### <政府の動き>

2008年11月にロシア首相府の「対外貿易・関税政策における保護措置に関する政府委員会」がロシア政府に外国製自動車の輸入関税引上げを勧告して以来、我が国政府は、在ロシア日本国大使館からの働きかけを含め、ロシア政府に対し同措置実施を再考するよう累次申入れした他、二階経済産業大臣（当時）からロシア連邦経済発展大臣及び産業貿易大臣に対し、「同措置を実施しないことを強く期待する」旨の書簡を發出した。

2009年2月、麻生総理（当時）サハリン訪問時の首脳会談において、麻生総理（当時）からメドヴェージェフ・ロシア大統領に対し、世界的な景気減速の中、保護主義の台頭に警戒しなければならないと述べ、ロシアの一部関税引上げ措置を念頭に懸念を表明した。

同年5月、プーチン首相訪日時の会談において、麻生総理（当時）からプーチン首相に対し、金融・世界経済に関する首脳会合における首脳宣言にもかかわらずロシア政府が関税引上げ措置を繰り返している点に言及し、保護主義を台頭させてはならないという日本政府の意思を伝えた上で、危機克服に向けたロシアの協力を要請した。

同年11月、APEC閣僚会議時の会談において、直嶋経済産業大臣（当時）からナビウリナ経済発展大臣に対し、自動車等の関税引上げ措置を見直すよう要請した。

同年12月及び2010年4月の貿易経済に関する日露政府間共同委員会において、岡田外務大臣（当時）からフリステンコ産業貿易大臣（当時）に対し、一連の関税引上げ措置の早期撤廃を要請した。

2011年11月、ホノルルAPEC時の会談において、枝野経済産業大臣からナビウリナ経済発展大臣に対し、自動車関税引上げ措置の早期撤廃とハイテク製品関税引上げ措置実施の再考を要請したところ、先方から、WTO加盟後、自動車関税引上げ措置を撤廃し、ハイテク製品関税引上げを実施しない旨回答を得た。我が国としては、ロシア

政府及び関税同盟の今後の動向につき引き続き留意する。

## 輸出税を巡る措置

### 丸太輸出税

#### <措置の概要>

ロシア政府は、2007年2月7日、前年12月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げを発表した。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007年7月1日にそれまで6.5%であった輸出税率が20%に、2008年4月1日に25%に引き上げられ、さらに引き上げる動きもみられた。

丸太の輸出税の引き上げと同時に、紙・パルプ等の木材製品の輸出税の引き下げ・撤廃措置も導入された。これら一連の措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を図るためのものであった。

#### <国際ルール上の問題点>

WTOにロシアが未加盟であり、また、WTO協定上も輸出税に関する規定がないため、本措置に関して国際貿易ルールに基づいた問題提起は難しい。

しかしながら、本措置が発表された時点において、①世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の約33%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと、等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。

#### <最近の動き>

本措置導入以降、我が国やEU（スウェーデン、フィンランド、バルト3国）等のロシア産丸太輸入国は、本措置を大変厳しく受け止め、我が国としては、様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝えてきた。また、ロシアのWTO加盟交渉でも、ロシア産丸太輸入国は丸太輸出税の段階的引き上げ措置を議論の焦点の一つとし精力的な交渉を行ってきた。この結果、さらなる税率の引き上げは行われず、丸太輸出税は25%（又は15ユーロ/立方メートルのいずれか高い額）で据え置かれたままとまっている。

なお、2011年12月に開催されたWTO第8回閣僚会議においてロシアのWTO加盟が決議され、今後、針葉樹丸太の輸出税が引き下げられる見込みであるが、一部（輸出割当超過分）については、引き下げの幅及びスケジュールが検討されることとなった。

## 知的財産

### 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

ロシアでは、知的財産権保護の関連規定を取りまとめた民法典第4部が2008年から施行されるとともに、ロシア連邦税関局により、税関が行う知的財産権保護のための取締り内容や手続きに関する規定が整備、策定されるなど知的財産権保護に向けた取組が進められている。

一方、ロシア政府による様々な取組にもかかわらず、2011年に経済産業省で実施した模倣品流通実態調査によれば、ロシア国内において我が国企業の製品の模倣品が流通し、それらの大半が製造コストが低い中国を中心とするアジア諸国から流入していることが指摘されており、今後、知的財産の適切な保護及びTRIPS協定の的確な履行の確保の観点から、制度面・運用面での取組について、引き続き注視していく必要がある。